

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 7 年 7 月 31 日

広島県水道広域連合企業団 企業長 湯崎 英彦

1 業務内容

(1) 業務名

広島県水道広域連合企業団の水道マッピングシステム統一整備業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約の締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島市中区基町 10 番 52 号 外

(5) 事業予算額

596,600 千円

2 公募型プロポーザル参加資格

入札参加は、単独事業者又は、複数の団体により構成された企業グループによるものとし、単独事業者による場合は「(1)」に、企業グループによる場合は「(2)」に示す要件を全て満たすものとする。

なお、企業グループで参加する場合は、必ず代表企業を定め、申請手続き等は代表企業が行うこと。

(1) 単独事業者による場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 広島県の「令和 7～令和 9 年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」における「55C システムの設計・開発」及び「55D システムの保守・管理」の登録を有している者であること。

ウ 本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団（以下、企業団という。）の指名除外、又は広島県の指名除外を受けていない者であること。

エ 本件調達公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

オ 「情報セキュリティのマネジメントシステム ISO27001（ISMS）」の認証を取得していること。
また、「品質マネジメントシステム ISO9001（QMS）」の認証を取得していること。

(2) 複数事業者による共同参加

ア 企業グループのすべての構成員が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 企業グループの代表企業が、広島県の「令和 7～令和 9 年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿」における「55C システムの設計・開発」及び「55D システムの保守・管理」の登録を有している者であること。

ウ 企業グループの構成員は、広島県の「令和 7～令和 9 年物品・委託役務競争入札参加資格者名

簿」における「55Cシステムの設計・開発」及び「55Dシステムの保守・管理」のうち少なくとも1つの資格を認定されている者であること。

エ 企業グループのすべての構成員が、本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、企業団の指名除外、又は広島県の指名除外を受けていない者であること。

オ 企業グループのすべての構成員が、本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

カ 企業グループの構成員のうち、主に本システムの情報セキュリティに関する役割を担う構成員が「情報セキュリティのマネジメントシステム ISO27001 (ISMS)」の認証を取得していること。

企業グループの構成員のうち、主に本システムの品質管理を担う構成員が「品質マネジメントシステム ISO9001 (QMS)」の認証を取得していること。

キ 企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として本件調達に参加していないこと。

ク 企業グループを構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、本サービスの提供に当たっては、代表企業を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。

なお、協定については契約までに提出すること。

3 公募型プロポーザル手続等

(1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-0011 広島市中区基町10番52号

広島県水道広域連合企業団技術管理課

電話 050-3785-2840

メールアドレス gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp

イ 交付期間

令和7年7月31日（木）から令和7年8月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、企業団ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザル

に参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年8月18日(月) 午後5時

エ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。)による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和7年8月19日(火)までに通知する。

(3) 企画提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和7年9月2日(火) 午後5時

ウ 提出方法

PDFデータの提出とする。提出方法は、上記(1)アのメールアドレス宛に電子メールで送付することとする。

その他の提出方法を希望する場合は、問い合わせ先に連絡すること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた企画提案書評価基準に従い、広島県水道広域連合企業団の水道マッピングシステム統一整備業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(2) 企画提案書評価基準

評価項目については、「広島県水道広域連合企業団の水道マッピングシステム統一整備業務提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和7年9月11日(木)までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 企業団又は広島県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする企業団又は広島県との契

約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「55C システムの設計・開発」及び「55D システムの保守・管理」の資格に限る（そのうちのいずれか又は複数の場合を含む。）

契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、企業団を被保険者とする履行保証保険契約又は企業団を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-0011 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県水道広域連合企業団技術管理課

電話 050-3785-2840 ファクシミリ (082) 227 - 5317

メールアドレス gijutsukanri@union.hiroshima-water.lg.jp